

平成21年度税制改正にもとづく生命保険提案 前編

自社株にかかる相続税の納税猶予制度と生命保険

本誌付録小冊子『平成21年度税制改正と生命保険活用』との連動企画！
5月号・6月号の2回にわたって、中小企業経営者に小冊子をお届けする際に
役立つ話法をはじめとした実践的な解説を特集！

平成21年度税制改正でやはり注目されるのは「事業承継税制」である。
平成20年度税制改正大綱において予告された「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」（相続税の納税猶予制度）の詳細が発表され、さらに「取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予制度」（贈与税の納税猶予制度）が創設された。
また、税法以外でも、平成20年10月1日に事業承継支援のための法律「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（円滑化法）が施行された（一部は21年3月1日から）。
この「相続税の納税猶予制度」と「贈与税の納税猶予制度」、さらには「円滑化法」を絡めることで、事業承継をスムーズに行うことが可能となった。そこで今回は、この3つを軸にした生命保険提案について述べることにする（5月号特集では「相続税の納税猶予制度」について、つづく6月号特集では「贈与税の納税猶予制度」および「円滑化法」を中心に解説）。

事業承継税制と経営承継円滑化法を徹底解説！

平成21年度 税制改正と生命保険活用

経営者の方にお知らせしたい今年度の税制改正のポイントが本になりました。
事業承継を支援する法律が整備され、すでに施行されていることをご存じですか？
一定の要件の下、経営者から後継者へ自社株を贈与した際の贈与税、あるいは、
自社株を相続した際の相続税について、納税が猶予されるようになりました。
相続の際の遺留分については民法の特例が、事業承継における資金需要には金融支援が
設けられ、これらもあわせて活用することで、自社株などの事業資産を後継者に
円滑に承継できるようになりました。詳しくは、本書をご覧ください。

本書の特長

- ①平成21年度税制改正で全貌が明らかになった事業承継税制と、すでに施行となっている経営承継円滑化法を中心に、中小企業経営者にお知らせしたい今年度の税制改正のポイント、具体的かつ徹底的に解説しています。
- ②自社株にかかる相続税・贈与税の納税猶予制度を利用する際、あるいは経営承継円滑化法の民法の特例を利用する際に、生命保険を効果的に活用する方法を紹介しています。



◆仕様:B5判/36ページ
◆定価:575円(税込)
◆著者:税理士 染宮勝己

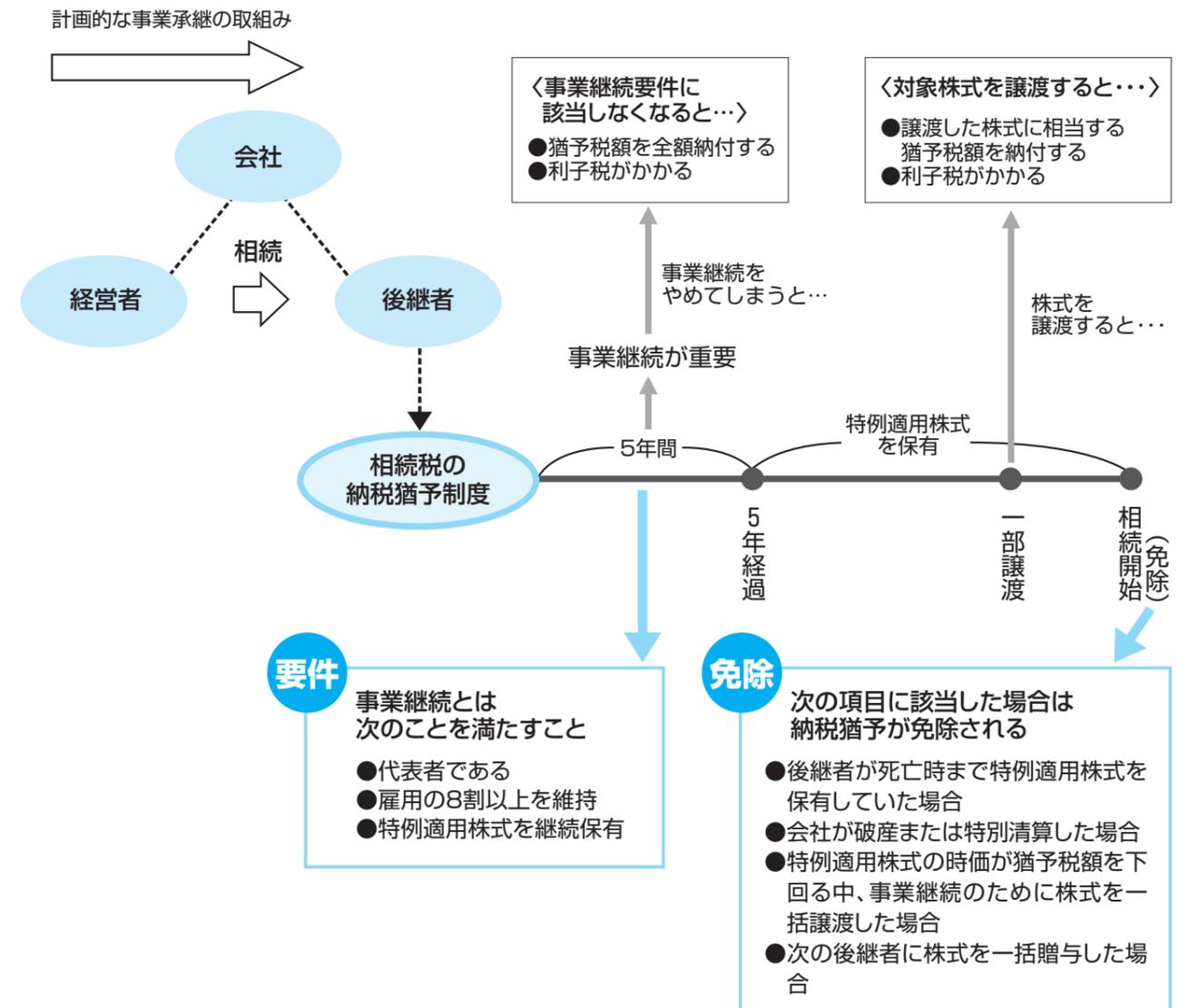
第1章 相続税の納税猶予制度の概要

相続税の納税猶予制度は 21年度税制改正の目玉

「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」（以下、「自社株にかかる相続税の納税猶予制度」または単に「相続税の納税猶予制度」と言う）は、平成21年度税制

改正における事業承継税制の中でも特に重要な改正である。
制度の概要を図に表すと、図表1のようになる。
制度の詳細は小冊子『平成21年度税制改正と生命保険活用』を参照してほしい。
ここでは、制度の内容を踏まえたうえでの生命保険提案について述べることにする。

図表1 相続税の納税猶予制度の全体像



*「特例適用株式」については、本誌付録小冊子『平成21年度税制改正と生命保険活用』の10ページを参照のこと。

第2章 相続税の納税猶予制度のケース別話法

制度の活用如何によって パターンがかわる生保販売話法

「相続税の納税猶予制度」を活用した生保販売話法は、5ページの図表2のようにパターン分けすることができる。

①納税猶予を受けない場合

相続税の納税猶予制度は、制度の適用を受けるか否かを選択することができる。つまり、事業承継をする全ての経営者と後継者が制度を受けるとは限らないのである。

まずは経営者が納税猶予制度の適用を受けるかどうかをしっかりと確認する必要がある。

想定される経営者の意見（一例）

「相続税の納税猶予制度って、使い勝手が悪いんだよね」

「ずっと事業を継続していけるかどうかなんて、わからないよ」

「納税猶予だから、後で払うかもしれないでしょ？ それはイヤだな〜」

「もっといい事業承継対策が他にもありそう」

上記のような理由から、相続税の納税猶予制度の適用を受けないのも1つの選択である。また、現在の経済状況等から、制度の適用を受けない経営者が意外と多いのではないかという意見もある。

では、相続税の納税猶予制度を受けない場合、どのような事業承継対策が必要になるだろうか。

このケースの場合、事前の相続対策が欠かせない。

相続税の納税猶予制度の適用を受けないということは、「相続する自社株の全てに対し、通常の相続税が課税される」ということである。よって、自社株にかかる相続税の納税資金の準備をしておく必要がある。また、自社株以外

の相続財産に対する納税資金の準備や相続争いを防止するための対策も必要になる。

①納税猶予を受けない場合は、通常の相続税の計算を行うことになる。受けない理由は人それぞれなので、まずは「なぜ受けないのか」「受けない場合の相続・事業承継対策は万全か」について経営者・後継者としっかり話し合い、その理由に合わせた生命保険提案をすることが大切である。

相続税の納税猶予制度を 選択しない場合の話法例

「相続税の納税猶予制度を選択しない場合、どのような対策をお考えですか？」

「納税猶予制度を選択しない理由は何ですか？」

「すでに何か対策を実行されていますか？」

↓
 お客さまの選択しない理由をお尋ねする

↓
 お客さまの選択しない理由に合わせて

- 相続対策
- 納税資金対策
- 相続争い防止対策

等の生命保険提案をする

②納税猶予を受ける場合

相続税の納税猶予制度の適用を受ける際、気をつけなければならないのは、この制度が「納税猶予」であり、「評価減」や「減税」ではないという点である。

免除要件に該当した場合は、猶予された税額が免除されるが、制度の適用を受けた後継者が必ず免除要件に該当するとは限らない。つまり、途中で納税猶予が打ち切れ、猶予税額を支払わなければならないようになった場合のこともきちんと考えておく必要がある。

また、相続税の納税猶予制度の適用を受けただけで事業

■ 図表2 制度を活用する、しないで想定されるケース



承継の問題が全て解決するとは限らない。

相続税の納税猶予制度の適用を受けた後の展開は、主に次の3つのパターンが考えられる。

パターン1	②a 免除を受けるまで事業継続する場合
パターン2	②b 事業をやめるなど、事業継続ができない場合
パターン3	②c 特例適用株式を譲渡する場合

パターンa

【非後継者が不満に思う場合】

相続税の納税猶予制度の適用を受けた場合、5年間の事業継続要件を満たした後は、対象株式を保有している限り納税猶予を継続して受け続けることができる。これにより、後継者は自社株という大きな価値ある財産を引き継ぎつつ、相続税の負担を少なくすることができる。

これは、後継者にとって非常に大きなメリットである。

では、これを「後継者以外の相続人」の目から見たらどうだろうか。納税猶予を受けた場合、後継者以外の相続人に「後継者はたくさん財産をもらったのに、税金は少ない」という不公平感が生まれる可能性はないだろうか。

事業承継は経営者と後継者間の問題であるが、相続は後継者だけでなく、相続人全てに関わる問題である。納税猶予制度の適用を受ける際は、「他の相続人がどう感じるか」も視野に入れておく必要があると言える。

この「納税猶予制度による相続争いの防止策」として、生命保険が活用できる。

例えば、非後継者を受取人とした生命保険に加入して不

公平感をなくしたり、後継者に代償分割用の資金を準備するなどが考えられる。

人間は感情の生き物である。納税猶予制度によって後継者がメリットを受ける場合、他の相続人にも相応のメリットを用意することが必要なのである。

非後継者が不満に思う場合の話法例

「後継者以外の相続人には、どのような財産を相続させる予定ですか？」

「相続税の納税猶予制度は、後継者が相続する自社株にかかる相続税のみが猶予されますが、他の相続人がこのことに不満を抱く可能性はありませんか？」

「後継者以外の相続人が不公平感を抱いたときのために、何か対策を考えていますか？」

パターンb

【事業をやめるなど、事業継続ができない場合】

激動の時代にあって、全ての中小企業が5年間の事業継続要件を満たし続けられるとは限らない。何があってもおかしくないのが今の時代である。

従って、相続税の納税猶予制度を受ける際は「事業継続ができなくなった場合」のこともしっかり考えておく必要がある。

なぜなら、5年間の事業継続要件を満たせなくなり、納税猶予が打ち切られた際は、猶予されていた相続税だけでなく、それにかかる利子税も相続税の申告期限に遡って納